# 社労士法人あおそら ニュースレター 2020年12月 Vol.54

#### 今月の内容

▶「扶養の範囲で働く」ということ ②



# 「扶養の範囲で働く」ということ ②

前号において、「所得税の扶養」と「健康保険の扶養」の違いと、所得税の配偶者控除等についてご説明しました。

今号では、健康保険における扶養の収入要件についてご説明します。

★本紙の説明では、「夫が妻を扶養し、夫婦の収入が給与所得のみ」であることを前提にしています。

### ◆ 扶養の収入要件(健康保険)

妻の年間収入が 130 万円未満\*1、かつ、夫の年間収入の 1/2 未満\*2

※1:妻が60歳以上または障害者の場合は180万円未満。

※2:1/2以上でも、妻の収入が夫の収入より少ない場合は、扶養認定されることがあります。

## ◆「年間収入」の考え方

年間収入は、その日時点の収入を年額に換算したものです。 所得税の扶養の収入要件のように1月~12月までの収入額ではありません。

- ~「年間収入が130万円未満」の例~
  - ・収入の月額が 108,333 円以下(給与・年金等)
  - ・収入の日額が 3,611 円以下(失業手当等)
- \*収入額は、給与の場合、税金や保険料などを控除する前の金額、いわゆる『総支給額 (非課税通勤費を含む)』を指します。
- \*課税・非課税にかかわらず、以下の収入も対象となります。
  - •公的年金(老齡年金•障害年金•遺族年金)
  - 雇用保険の失業手当
  - ・健康保険の傷病手当金・出産手当金 等



#### \*具体例\*







